

### 国民健康保険

#### 新しい 高齢受給者証は 届きましたか

70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者の高齢受給者証を8月に一斉更新し、新しい高齢受給者証を郵送しました。同封の通知文に、負担割合などの詳細が記載されていますので、併せてご確認ください。

#### 「住所等が変わったときは 届け出を」

転入・転出・死亡等により、世帯構成または前年の所得に変更があった場合は、負担割合が変わることがあるため、必ず届け出をしてください。

国民健康保険係  
(☎042-387-9833)

#### 交通災害共済

#### (ちよこつと共済)に ご加入を

「ちよこつと共済」は、東京都の全市町村が共同で運営し、交通事故に遭ったとき、少ない会費で見舞金を受けられる助け合いの制度です。

平成30年度分について、未加入の方は随時加入することができます。詳細は、東京市町村総合事務組合ホームページ (http://www.ctv-tokyo.or.jp/) でも確認できます。

#### 対市内在住の方

■会費等▽Aコース11年額千円の会費で最高30万円の見舞金▽Bコース11年額500円の会費で最高10万円の見舞金  
他市内の小・中学生、消防団員の方は、市費負担でBコー

スに加入しています(自己負担によってAコースへの移行も可能)

■加入申込書に会費を添えて市内の銀行等窓口(郵便局、三井住友信託銀行は除く)へ  
■交通対策課交通対策係(☎042-387-9850)



ちよこつと共済  
マスコットキャラクター  
「ちよこ助」

#### 平成31年度入校・入隊 陸・海・空自衛官等募集

防衛省では、来春に入校・入隊の各種目採用試験を実施します。

#### ■採用種目・応募資格▽防衛

大学校および防衛医科大学校  
11歳未満の高卒・高卒見込みの方▽自衛官候補生および一般曹候補生18歳以上27歳未満の方

※応募受付期間は、各種目で異なります

■自衛隊西東京地域事務所  
(☎042-483-1981)、市  
総務課庶務係(☎042-387-9805)

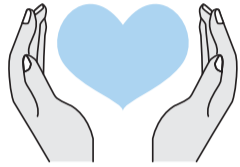
### 善意の輪

#### 市取扱分

#### ◎6月分

#### 【特定寄附】

#### ◆消防行政の ために



▽30万円11東  
京小金井ライ  
オンズクラブ

#### ◆地域福祉のために

▽5千円11アロハ・プルーヴァイ・小金井フラ・ハラウ

### リサイクル事業所からの お知らせ

#### 【夏季休業】

■期間 8月14日(火)～19日(日)

#### 【営業時間の変更】

8月20日(月)から、営業時間の変更となります。

■営業時間 午前10時～午後4時

■リサイクル事業所(☎042-382-7771)

## 高額療養費制度の 見直しについて

平成30年8月診療分から、70歳以上75歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が左表のように変更になります。

小金井市国民健康保険加入の方が高額療養費に該当した場合は、今までの手続

区分	所得要件	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと) 該当3回目まで 4回目以降
現役並み 所得者	課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
	課税所得380万円以上690万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
	課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	課税所得145万円未満または基礎控除後の所得210万円以下	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円
低所得Ⅱ	住民税非課税		24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税かつ世帯の所得が一定基準以下	8,000円	15,000円

き方法と変更なく、申請書等を送付します。

■他社社の健康保険等にご加入の方は、加入されている健康保険組合等へお問い合わせください

■国民健康保険係(☎042-387-9833)

## 印鑑登録をする方へ

印鑑の登録は、直接個人の利害に結びつくため、市では特に慎重な取り扱いをしています。

印鑑登録をする方は、次のことに注意して余裕を持って手続きをしてください。

#### 【登録できる方】

登録できるのは、市内に住所があり、住民基本台帳に記載されている方です。

ただし、15歳未満の方および成年被後見人の方は、登録できません。

#### 【登録するには】

登録を必要とする本人が、登録する印鑑と本人確認書類を持参し、申請するのが原則です。

ただし、本人が、病気やその他やむをえない理由で、自ら申請できないときは、本人の自署、押印した「委任の旨を証する書面(委任状または代理人選任届)」「ひな形は市ホームページに掲載しています」と、本人の印鑑、本人・代理人の健康保険証等を持参して、代理人が申請することもできます。

※印鑑によっては登録できないものもありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください  
※マイナンバーカードをお持ちの場合は、印鑑登録証を交付せずにマイナンバーカードに機能を移行することができますので、窓口を持参してください

#### 【登録申請の確認、印鑑登録証の交付】

登録の申請をすると、本人確認および本人の意思による登録であることを確認するため、本人あてに、郵送で文書照会します。

本人がその回答書、登録する印鑑、本人の健康保険証等を持参した場合、印鑑登録証(黄色いカード)を交付します。

■即日印鑑登録できる場合  
本人が自ら登録申請する場合、次のいずれかの方法で本人と確認できるときは、即日印鑑登録できます。

▽マイナンバーカード、官公署発行の顔写真付免許証、許可証、または証明書(運転免許証、パスポート等)を持参したとき  
▽すでに印鑑登録をしている本人以外の方が、印鑑登録申請書の保証書欄に自署したうえ、登録印を押し、申請者を本人であると保証したとき(保証人が小金井市以外に住まいの場合は保証人の印鑑登録証明書1通が必要です)

【印鑑登録証明書の交付】  
印鑑登録証(黄色いカード)をお持ちの方は、本人・代理人を問わず黄色いカードのみを持参してください。  
印鑑登録証の機能を載せたマイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で暗証番号の確認が必要ですので、本人がマイナンバーカードを持参してください。

印鑑登録証は、登録印鑑と別々に保管するなど、財産と権利を守るためにも大切に取扱いしてください。紛失したときは、直ちに届け出をしてください。また、登録印鑑を紛失したときも、忘れずに届け出をしてください。

#### 【保管にはご注意ください】

印鑑登録証は、登録印鑑と別々に保管するなど、財産と権利を守るためにも大切に取扱いしてください。紛失したときは、直ちに届け出をしてください。

#### 【コンビニ交付サービス】

コンビニ交付サービス対応店舗では、マイナンバーカードで印鑑登録証明書を取得できます。すでに印鑑登録証をお持ちの方は、事前に、印鑑登録証の機能をマイナンバーカードに移行する申請が必要です。

#### ◆共通◆

■市民課市民係(市役所第二庁舎1階)☎042-387-9833

	マイナンバーカード	印鑑登録証(黄色いカード)
証明書交付場所	コンビニ交付サービス対応店舗、市民課	市民課
証明書手数料	コンビニ交付サービス対応店舗=200円、市役所窓口=300円	300円
証明書交付時の必要事項	マイナンバーカード、暗証番号の入力(市役所で取得する場合は申請書の記入も必要)	印鑑登録証、申請書の記入
証明書交付を受けられる方	本人のみ	本人または代理人